

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第151号）

答申日：平成28年12月22日（平成28年度（行情）答申第630号）

事件名：特定月に特定労働基準監督署から特定事業場に出された是正勧告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月に、特定労働基準監督署から特定事業場A及び特定事業場Bに出された行政指導文書及び監督復命書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年10月28日付け27北労行開第12号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

（2）理由

ア 本件対象行政文書の特定について

審査請求人は、特定年月に特定労働基準監督署が特定事業場A及び特定事業場Bに対して行った臨検監督指導の際に交付した行政指導文書及び添付文書を含めた監督復命書の開示を求めているものと考えられる。

（ア）臨検監督指導の際に作成・取得する行政指導文書

労働基準監督官が臨検監督指導を行ったとき、事業場に法令違反

が認められた場合には、当該違反の是正を求めるために是正勧告書や各種命令書を、法令違反ではないものの文書により改善を求める事項がある場合には指導票を作成する。

なお、是正勧告書、各種命令書、指導票の正本は事業場に交付するものであるため、労働基準監督署で保有することとなるのはその控えである。

(イ) 臨検監督指導の際に作成・取得する監督復命書等

労働基準監督官が臨検監督指導を行ったとき、監督結果を労働基準監督署長に復命するために共通的に監督復命書を作成する。

なお、監督復命書には、臨検監督指導実施時に、事業場の協力の下に取得した、法令の執行状況の確認・証明のための帳簿書類等の写しなど、関係資料を添付することがある。

(ウ) 結論

よって、本件においては、特定年月に、特定労働基準監督署が特定事業場 A 及び特定事業場 B に対して行った臨検監督指導に際して作成、取得した行政指導文書、監督復命書及びその添付文書が本件対象行政文書となる。

当該条件に基づき、特定労働基準監督署において探索を行ったところ、特定年月日に特定事業場 A 及び特定事業場 B に対して行った臨検監督指導の記録が認められたものであり、当該臨検監督指導の記録の行政指導文書、監督復命書及びその添付文書計 261 枚を本件対象行政文書として特定した。

なお、原処分において、行政文書開示決定通知書の記 3 (1) の行政文書の数量に係る記載について、全部不開示とした行政文書の数量を含めていない誤りが認められるところであるが、処分庁においては、法 14 条に基づく開示の実施を行うに当たって、本件対象行政文書の総枚数を示しているものである。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法 5 条 1 号不開示情報該当性

本件対象行政文書には、特定個人の職、氏名が記載されており、これは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、これらの情報は法 5 条 1 号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法 5 条 2 号イ不開示情報該当性

本件対象行政文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報及び特定労働基準監督署から受けた指導内容があり

のまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、当該特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条4号及び6号イ不開示情報該当性

本件対象行政文書には、特定労働基準監督署がどのような端緒でどのような種類の監督を特定事業場に対して行い、どのような判断の下にどのような指導を行ったのか、また、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されており、これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠蔽を行うようになるなどの、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、これらの行政文書全体が法5条6号イに該当する。

さらに、事業場が労働関係法令違反の隠蔽を行うなど犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報にも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法6条の部分開示の可否

本件は、事業場名を特定した上でなされた開示請求であり、当該特定事業場に係る行政文書であることが既に明らかとなっていることから、本来、部分開示の余地がないものであるが、特定事業場Aは、自社ホームページにおいて、「特定年月日に特定労働基準監督署が特定事業場Aを臨検監督し、正規の勤務時間を超えて何らかの業務に従事している場合は、『36協定』を締結し、超過勤務を命ずるべきとの指摘を受けた」旨の発表を行っていることから、事業場自らが公表を行っている範囲においては、法5条2号イ、4号及び6号イの不開示情報には該当しないものと判断した。

また、臨検監督指導の際に作成する行政指導文書については、いずれも固有の様式に情報を記載することによって作成するものであり、是正勧告書（控）や各種命令書（控）は、当該様式部分を開示

ただで違反の有無が明らかになるものである。

よって、様式部分の開示を行った場合、当該特定事業場が法令違反を指摘された事実が明らかになることから、様式部分についても法5条2号イ、4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記イで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

平成28年2月18日付け厚生労働省発基0218第1号により諮問した平成28年(行情)諮問第151号に係る理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、以下のとおり補充・修正して説明する。

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を法5条1号、2号イ、4号及び6号イに該当すると説明したところ、このうち同条2号イを同条6号ホに改める。

(2) 理由説明書の修正について

理由説明書の一部を以下のとおり修正する。

- ① 理由説明書の「(2)イ 不開示情報該当性について」の(イ)を以下のとおり修正する。

(イ) 法5条6号ホ不開示情報該当性

本件対象行政文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報及び特定労働基準監督署から受けた指導内容がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、当該特定事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条6号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- ② 理由説明書の「(2)イ(エ)法6条の部分開示の可否」中第5条2号イ、4号及び6号イを「法5条4号並びに6条イ及びホ」に修正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 同年10月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年12月1日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月に、特定労働基準監督署から特定事業場A及び特定事業場Bに出された行政指導文書及び監督復命書」であり、処分庁は、法5条1号、2号イ、4号及び6号イに該当するとして、当該文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホに該当し、不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

諮問庁は、理由説明書（上記第3の1）において、特定事業場A及び特定事業場Bに対して行った臨検監督指導の記録の行政文書、監督復命書及び添付資料が確認されたので、これらを本件対象文書として特定したと説明する。

(1) 1頁及び2頁並びに12頁及び13頁の文書について

当該文書は監督復命書及び添付の続紙である。

ア 「監督種別」、「署長判決」及び「別添」の各欄は、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報であり、これらを公にすると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「労働者数」（「男女」欄を除く。）、「外国人労働者区分」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した当該事業場の内部情報であり、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、

不開示とすることが妥当である。

「労働者数」欄のうち「男女」欄については空欄であり、法5条1号に該当せず、これを公にしても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 「監督重点対象区分」欄は、監督の種類が定期監督の場合に限り、各局署で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生や臨検監督が行われた事実がない場合には、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されるものである。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「特別監督対象区分」欄は、厚生労働省が定める特別監督対象が記載されることから、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 「参考事項・意見」欄（自由記入欄を除く。）は、調査の端緒及び監督の対象、調査結果等が記載されており、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ（ア）「No.」（1行目を除く。）、「違反法条項・指導事項等」、
「是正期日」、「確認までの間」、「備考1」及び「備考2」の各欄は、違反法条項、指導事項及びその是正期日等に係る内容であり、これらを公にすると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ホに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 「No.」欄の1行目は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条1号に該当しない。また、当該部分は、原処分で開示されている情報からおのずと明らかとなる情報であって、これを公にしても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 「面接者職氏名」欄は、労働基準監督官が臨検監督した際に面接した関係者の職氏名が記載されており、当該面接者は独立行政法人等の職員であると認められる。

職氏名は、法5条1号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該職員の職氏名は職員録（独立行政法人国立印刷局編）に掲載されており、慣行として公にされていると認められることから、当該職員の職氏名は同号ただし書イに該当すると認められる。また、これを公にしても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 3頁及び14頁の文書について

当該文書は労働基準監督官が臨検監督指導に際して作成した行政指導文書であり、上記(1)カ(ア)と同様の理由により、法5条6号ホに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開

示とすることが妥当である。

(3) 4頁及び5頁並びに15頁及び16頁の文書について

当該文書は指導票（控）である。

ア 4頁11行目及び15頁11行目の不開示部分は、労働基準監督官が交付した指導票に係る改善措置の報告期日であり、上記（1）カ（ア）と同様の理由により、法5条6号ホに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「指導事項」欄及び指導票続紙の不開示部分には、労務管理に関する改善すべき事項について、特定労働基準監督署が行った個別具体的な指導内容が記載されており、上記（1）カ（ア）と同様の理由により、法5条6号ホに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「受領年月日・受領者職氏名」欄

（ア）受領年月日は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条1号に該当しない。また、当該部分は、原処分で既に開示されている情報から推認できる内容であり、これを公にしても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）受領者職氏名は、労働基準監督官が交付した指導票を受領した職員の職氏名であり、上記（1）キと同様の理由により、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 6頁ないし11頁及び17頁ないし20頁の文書について

当該文書は、臨検監督指導の記録の添付文書であり、上記（1）アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 21頁ないし29頁及び48頁ないし85頁の文書について

当該文書は、当該臨検監督に係る端緒、当該特定事業場の内部管理情報及び法的判断に当たっての検討状況等が記載されている。

ア 25頁の右上枠は、特定事業場の労務管理について監督署内での確認のための決裁欄であり、職名及び印影が記載されている。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性等について検討する。

(ア) 当該部分のうち印影は、公務員の姓が職務の遂行に係る情報に含まれる氏名に相当し、これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、法5条1号ただし書イに該当する。また、当該部分を公にしたとしても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該印影は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 当該部分のうち職名は、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。また、当該部分を公にしたとしても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該職名は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 25頁の標題の1文字目ないし7文字目及び20文字目ないし26文字目は、特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条1号に該当しない。また、当該部分は、これを公にしても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあ

るとは認められない。さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分は、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) その余の文書(86頁ないし434頁)は、臨検監督に際して特定事業場A及び特定事業場Bから取得した文書であり、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、4号並びに6号イ及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分は同条1号、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条6号イ及びホに該当すると認められるので、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 1 頁及び1 2 頁の「労働者数」欄のうち「男女」欄, 「No.」欄の1 行目及び「面接者職氏名」欄
- 2 4 頁及び1 5 頁の「受領年月日・受領者職氏名」欄
- 3 2 5 頁の右上枠並びに標題の1 文字目ないし7 文字目及び2 0 文字目ないし2 6 文字目